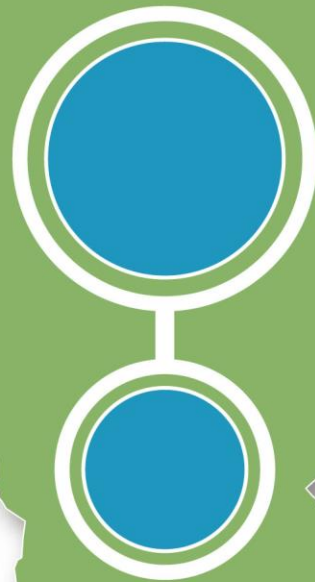


矢板市 立地適正化 計画

～ みんなでつくる コンパクトなまち やいた ～



令和5年3月
栃木県矢板市

はじめに

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本市においても例外ではなく、令和3年3月に策定した「やいた創生未来プラン」において、令和22(2040)年の人口は26,700人と、ピーク時の平成7(1995)年と比べて約1万人も減少する予測となりました。

このままでは、都市のスポンジ化、地域コミュニティの機能低下、医療・福祉・商業施設などの撤退等による市民の生活利便性の低下が危惧されます。また、道路や上下水道などの公共施設の維持管理費の増加や、近年頻発・激甚化する自然災害への対応など、持続可能な都市経営上の課題が山積しております。

このような社会情勢の変化に対応し、だれもが生活しやすい都市形成の推進、市街地における都市機能と人口密度の維持を目指すため、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」による都市構造に向けた取組を明確化するため、「矢板市立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、本市の現状を踏まえ、JR矢板、片岡両駅を核としたエリアに、住宅や生活を支える機能の立地を誘導し、それぞれの拠点間を鉄道やデマンド交通をはじめとする交通ネットワークとの連携を図ります。この2つの拠点以外の地域においても、観光・交流・産業の活性化を図ることにより、都市のサービス水準や人口密度の維持・向上を図ります。

また、誘導区域内において、矢板地区では内川の洪水浸水想定区域、片岡地区では土砂災害警戒区域が指定されている箇所がありますが、本市の状況に応じた防災・減災対策に取り組み、防災機能を確保することによって、安全・安心なまちを目指します。

今後、市民の皆様や事業者の皆様との連携のもと、本計画の目的や理念を共有し、ご理解とご協力をいただきながら、矢板らしい便利で快適な、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました矢板市立地適正化計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5(2023)年3月



矢板市長 齋藤 淳一郎

はじめに

1. 計画策定の目的
 (1) 計画策定の背景……………1
 (2) 計画の目的……………2
 2. 計画の位置付け……………3
 3. 計画区域及び計画期間
 (1) 計画区域……………3
 (2) 計画期間……………3
 4. 計画の構成……………4
 5. 立地適正化計画の内容
 (1) 立地適正化計画制度について……………5
 (2) 計画に定める内容……………6

第1章 都市の現状及び都市構造上の課題

1. 上位計画が目指す将来都市像
 (1) 『やいた創生未来プラン』……………7
 (2) 『矢板市都市計画マスタープラン』……………9
 2. 矢板市の現況把握
 (1) 人口特性……………10
 (2) 土地利用特性……………19
 (3) 産業特性……………20
 (4) 施設立地等の状況……………23
 (5) ハザードエリアの指定状況……………30
 (6) 公共交通の状況……………31
 (7) 地価の状況……………32
 (8) 財政状況……………33
 3. 都市構造の評価……………34
 4. 市民意向の把握
 (1) 生活圏と移動手段について……………36
 (2) 居住意向について……………38
 (3) 目指すべき将来像について……………39
 5. 現況・都市構造・市民意向を踏まえた
 課題の整理
 (1) 人口減少・人口構造の変化を
 踏まえた課題……………40
 (2) 都市構造の特性を踏まえた課題……………40
 (3) 市民意向等を踏まえた課題……………41
 6. 計画課題の設定
 (1) これからのまちづくりに求められる
 方向性……………42
 (2) 計画課題の設定……………45

第2章 まちづくり方針

1. まちづくりターゲット……………46
 2. まちづくりストーリー……………48

第3章 目指すべき都市の骨格構造及び誘導方針

1. 都市の骨格構造……………50
 2. 誘導方針
 (1) 市街地拠点：矢板地区……………52
 (2) 市街地拠点：片岡地区……………56
 (3) 誘導区域以外のまちづくり方針……………59
 3. 誘導区域人口フレーム
 (1) 将来人口推計……………60
 (2) 市街地拠点の人口フレーム……………61

4. 公共交通との連携の方針

(1) 『矢板市地域公共交通網形成計画』との
 連携……………62
 (2) 公共交通によるネットワーク形成の
 方針……………62

第4章 誘導区域

1. 都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定
 (1) 誘導区域設定の考え方……………63
 (2) 誘導区域の設定……………66
 2. 誘導区域の防災指針
 (1) 防災指針について……………74
 (2) 災害リスクの現状と課題……………75
 (3) 誘導区域の防災指針……………82
 3. 誘導施設……………84

第5章 誘導施策

1. 都市機能誘導に関する誘導施策
 (1) 日常生活に必要な機能が充実している
 まちに関する取組……………87
 (2) 高齢者・子育て世代を中心に幅広い年齢層が
 暮らしやすいまちに関する取組……………88
 (3) 安全・安心な生活基盤が整っている
 まちに関する取組……………88
 (4) 市全体の生活・産業・交流の拠点となる
 まちに関する取組……………88
 2. 居住誘導に関する誘導施策
 (1) 日常生活に必要な機能が充実している
 まちに関する取組……………89
 (2) 高齢者・子育て世代を中心に幅広い年齢層が
 暮らしやすいまちに関する取組……………89
 (3) 安全・安心な生活基盤が整っている
 まちに関する取組……………89
 (4) 市全体の生活・産業・交流の拠点となる
 まちに関する取組……………90

第6章 目標値・評価指標等

1. 目標値・評価指標の設定
 (1) 都市機能の誘導に関する
 目標値・評価指標……………91
 (2) 居住の誘導に関する
 目標値・評価指標……………91
 (3) 交通ネットワークに関する
 目標値・評価指標……………91
 2. 評価方法
 (1) 期待される効果の検証……………92
 (2) 計画の進行管理……………92
 3. 計画の運用
 (1) 届出制度……………93
 (2) 届出様式……………96

参考資料

1. 策定経緯等
 (1) 策定経緯……………104
 (2) 要綱……………106
 (3) 名簿……………108
 2. 用語集……………110

